

広がる道路 広がる安心

「狭あい道路（4m未満の狭い道路）解消シンポジウム」開催のご案内

令和8年10月16日（金）、日本土地家屋調査士会連合会（会長 岡田潤一郎）は、愛媛県土地家屋調査士会と共に、国民生活の安心・安全の向上を目的として「狭あい道路解消シンポジウム」を開催いたします。本シンポジウムでは、「住み続けられる街づくり」の実現を目指し、狭あい道路解消に向けた取組について多角的な視点から議論いたします。

【開催概要】

日 時 令和8年10月16日（金） 13:00 ~ 17:00
会 場 松山市民会館 中ホール（愛媛県松山市堀之内5番地）
参加費 無料（要事前申込み※右下の二次元バーコードからお申込みください。）

プログラム

- 第1部 基調講演「狭あい道路解消に向けた国の取り組み」
国土交通省住宅局市街地建築課 課長 松井 康治 氏
- 第2部 行政報告「松山市における狭あい道路拡幅整備事業について」
松山市開発建築部建築指導課 課長 和田 隆志 氏
- 第3部 リレートーク「(テーマ)狭あい道路解消へ、現場からの声-“お互い様”から始まる道づくり-」
コーディネーター 愛媛県土地家屋調査士会 副会長 山内 長生
パネリスト 松山市都市整備部道路河川管理課 課長 遠藤 敬二郎 氏
松山市開発建築部住宅課 課長 永井 信二 氏
愛媛大学地域レジリエンス学環 准教授 芝 大輔 氏
愛媛県社会福祉士会 理事 宇都宮 理子 氏
公益社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 末光 悦志
- 第4部 基調講演「まちづくりにはたす土地家屋調査士の役割」
衆議院議員 塩崎 彰久 氏



皆様のご参加を心からお待ちしております。

※狭あい道路とは

都市計画区域内にある建築物の敷地は、原則として幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接するよう、建築基準法（昭和25年法律第201号）で定められています。昔から幅員が4メートル未満の道沿いに立ち並んだ建築物の救済措置として、基準時以前から建物の立ち並びがあり、幅員1.8メートル以上4メートル未満の道で、行政が指定した道を「狭あい道路」（建築基準法第42条第2項の道路・みなし道路）と呼びます。

＜本件に関するお問合せ先＞

日本土地家屋調査士会連合会事務局 広報担当 矢吹（やぶき）、青木（あおき）
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館
電話 03-3292-0050 FAX 03-3292-0059 E-Mail rengokai@chosashi.or.jp

＜狭あい道路解消シンポジウムについて＞

総務省による平成 30 年度の調査では、我が国の住宅総数 6,240 万戸のうち、実に 31%が幅員 4 メートル未満の狭あい道路に接続している実情が報告されています。狭あい道路は災害発生時の緊急車両等の通行に支障があるほか、住宅の建築においても建築基準法上の道路としての取扱いに問題が生じるおそれを含んでいます。狭あい道路解消に先進的に取り組んでいる地方自治体においても、現在の実施状況では解消までに 100 年以上の歳月を要するとされています。

このような現状を解消するために、日本土地家屋調査士会連合会は、全国土地家屋調査士政治連盟、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会等と共に狭あい道路解消に関するシンポジウムを開催し、狭あい道路解消の必要性を訴え解消までの道筋を示したいと考えています。

＜土地家屋調査士について＞

土地家屋調査士法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 228 号）により創設された国家資格者です。他人の依頼を受けて不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査、測量、申請手続又は審査請求の手続・筆界特定の手続等を行うことを業務としています（土地家屋調査士法第 3 条）。

具体的には、不動産いわゆる土地・建物について、所有者の依頼を受けて、土地の境界の確認、境界標の埋設や設置、面積を求めたり、境界位置の復元・敷地の分割等、また、建物の所有権に関する調査、所在・種類・構造・床面積算定、区分建物（マンション等）、建物滅失（取壊し）等の現地調査による登記申請手続を行います。

＜日本土地家屋調査士会連合会について＞

全国の土地家屋調査士会が会則を定めて設立した団体で、土地家屋調査士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、土地家屋調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに土地家屋調査士の登録に関する事務を行うことを目的としています（土地家屋調査士法第 57 条）。

土地家屋調査士会は、法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに設立（各都府県に 1 つずつと北海道に 4 つの合計 50 会）されています。